

保険（医療費給付制度）について

大学生活の中で、万一事故に遭ったりケガをした場合、全学生が入学時に加入している学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）*または駿河台大学互助会から医療金等が給付されます。また、他人にケガを負わせてしまったり、他人の物を壊してしまった場合、学研災付帯賠償責任保険（学研賠）*から損害賠償が補償されます。詳しくは学生支援課に相談してください。

*（公財）日本国際教育支援協会が運営する保険 参考：ホームページ <http://www.jees.or.jp/>

1. 医療等給付内容

※学研災・付帯賠償の約款改定に伴い給付内容が変更になることがあります。最新の給付内容は学生支援課で確認してください。

給付種別	給付内容
(1) 傷害保険金 学研災	<ul style="list-style-type: none"> ① 正課中・学校行事中の事故により負傷した場合、治療日数 <u>1日目から</u>通院治療費として3,000円～300,000円を給付する。入院した場合、1日当たり4,000円（180日を限度）を通院治療費に加算して給付する。 ② 学校施設内（課外活動（クラブ活動）中を除く）・通学中及び学校施設等相互間移動中の事故により負傷し、治療日数が <u>4日以上</u>の場合、通院治療費として6,000円～300,000円を給付する。入院した場合、1日当たり4,000円（180日を限度）を通院治療費に加算して給付する。 ③ 学校施設内外の課外活動（クラブ活動）中の事故により負傷し、治療日数が <u>14日以上</u>の場合、通院治療費として30,000円～300,000円を給付する。入院した場合、1日当たり4,000円（180日を限度）を通院治療費に加算して給付する。※別表参照「医療保険金給付額一覧」
(2) 後遺障害保険金 学研災	<ul style="list-style-type: none"> ① 正課中・学校行事中の事故により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき、その程度に応じて120万円～3,000万円を給付する。 ② 正課中・学校行事中以外で学校施設内、課外活動（クラブ活動）中、通学中及び学校施設等相互間移動中の事故により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき、その程度に応じて60万円～1,500万円を給付する。
(3) 傷害医療金 互助会	<ul style="list-style-type: none"> ① 正課中・学校行事中の事故により負傷し、治療日数が <u>1～3日</u>の場合、通院治療費3,000円までは「(1)①学研災」により給付し、超過分は3,000円を限度とし実費で給付する。 ② 学校施設内（課外活動（クラブ活動）中を除く）・通学中及び学校施設等相互間移動中の事故により負傷し、治療日数が <u>1～3日</u>の場合、通院治療費15,000円を限度とし実費を給付。治療日数が <u>4～6日</u>の場合、通院治療費6,000円までは「(1)②学研災」により給付し、超過分は9,000円を限度とし実費で給付する。 ③ 学校施設内外の課外活動（クラブ活動）中の事故により負傷し、治療日数 <u>13日以下</u>の場合、通院治療費として30,000円を限度とし、実費で給付する。
(4) 傷害見舞金 互助会	<ul style="list-style-type: none"> ① 正課中・学校行事中、通学中・学校施設等相互間移動中、課外活動中の事故により負傷し、治療日数が <u>7日以上</u>の場合、その程度に応じて5,000円～50,000円の見舞金を給付する。※別表参照「傷害見舞金給付額一覧」
(5) スポーツ医療金 互助会	<ul style="list-style-type: none"> ① スポーツの強化指定・支援クラブ※に所属する学生が、所属クラブの活動により、スポーツ障害を起こした場合、治療日数 <u>1日目から</u>通院治療費として月額10,000円を限度として実費で給付する。 *当該クラブの申請により、接骨院・柔道整復師・鍼灸による治療も認める。 ただし「(4)傷害見舞金」は対象外とする。 ※剣道・ラグビー・サッカー・ホッケー・硬式野球・陸上競技・駅伝・カヌー・ハンドボール・ユニバーサルホッケー・弓道・ソフトテニス
(6) 後遺障害見舞金 互助会	<ul style="list-style-type: none"> ① 学生が「(2)後遺障害保険金」対象外の事故により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき、その程度に応じて最高100万円まで給付する。
(7) 病気死亡弔慰金 互助会	<ul style="list-style-type: none"> ① 学生が病気により死亡した場合、100万円を給付する ② 会員が病気により死亡した場合、100万円を給付する。

(8) 傷害死亡弔慰金 学研災 …①・② 互助会 …③・④	① 正課中・学校行事中の事故により、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、2,000 万円を給付する。 ② 通学中・学校施設等相互間移動中及び課外活動中の事故により、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、1,000 万円を給付する。 ③ 学生が事故・災害により、事故・災害の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、100 万円を給付する。 ④ 会員が事故・災害により、事故・災害の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、100 万円を給付する。
(9) 災害見舞金 互助会	① 学生が居住する自宅の火災により罹災した場合、被害の状況に応じて 10 万円を給付する。 ② 学生が居住するアパート・賃貸マンション等の火災により罹災した場合、被害の状況に応じて 5 万円を給付する。
(10) 器物破損補助金 互助会	① 学生が事故により大学所有の器物を破損した場合、事故の日から 180 日以内の届け出により、程度に応じて最高 20 万円まで給付する。

(別表 1) 医療保険金給付額一覧

	治療日数(※)	支払保険金	入院加算金 (180 日を限度)
正課中・学校行事中 ※治療日数 1 日～	1 日 ～ 3 日	3,000 円	入院 1 日につき 4,000 円 ※入院加算金は医療保険金の支払いの有無に関係なく入院 1 日目から支払われます。
学校施設内 (課外活動(クラブ活動)中を除く) 通学中・学校施設等相互間の移動中 ※治療日数 4 日以上対象	4 日 ～ 6 日	6,000 円	
	7 日 ～ 13 日	15,000 円	
学校施設内外での課外活動(クラブ活動)中 ※治療日数 14 日以上対象	14 日 ～ 29 日	30,000 円	
	30 日 ～ 59 日	50,000 円	
	60 日 ～ 89 日	80,000 円	
	90 日 ～ 119 日	110,000 円	
	120 日 ～ 149 日	140,000 円	
	150 日 ～ 179 日	170,000 円	
	180 日 ～ 269 日	200,000 円	
270 日 ～	300,000 円		

(別表 2) 傷害見舞金給付額一覧

治療日数(※)	傷害見舞金給付額
1 日 ～ 6 日	— 円
7 日 ～ 13 日	5,000 円
14 日 ～ 29 日	10,000 円
30 日 ～ 59 日	15,000 円
60 日 ～ 89 日	20,000 円
90 日 ～ 119 日	25,000 円
120 日 ～ 149 日	30,000 円
150 日 ～ 179 日	35,000 円
180 日 ～ 269 日	40,000 円
270 日 ～	50,000 円

※「治療日数」とは、実際に入院または通院した日数をいい、傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の実治療日数です。治療期間の全日数が対象になるわけではありません。また、同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日になります。ただし、実際に通院していない場合であっても、医師の指示によりギプス等を装着した場合には、その日数についても「治療日数」に含まれる場合があります（一部、装着部位等により制限があります）。

●給付申請手続

給付種別	添付書類	事故報告・申請期間	申請先
(1) 傷害保険金	① 領収書(コピー可) ② 保険金請求金額が10万円以上または後遺傷害がある場合は医師の診断書 ③ 通学中の事故の場合は通学中事故証明書	① 事故が発生した場合、30日以内に事故通知を提出 ② 治療終了後、早急に学研災アプリにて申請	学生支援課
(2) 後遺障害保険金	① 医師の診断書	① 事故発生日より180日以内に申請書類を提出	
(3) 傷害医療金	① 領収書(コピー不可)	① 事故が発生した場合、30日以内に事故報告を行う	
(4) 傷害見舞金		② 治療終了後、早急に申請書類を提出	
(5) スポーツ医療金		① 医療機関等で受診した日の3ヵ月後の月末までに申請書類を提出	
(6) 後遺障害見舞金	① 医師の診断書	① 事故発生日より180日以内に申請書を提出	
(7) 病気死亡弔慰金	① 戸籍謄本 ② 銀行通帳のコピー	① 事由発生日より2週間以内に事故報告を行う(口頭・電話・書面のいずれも可)	
(8) 傷害死亡弔慰金		② 事由発生日より1ヵ月以内に申請書類を提出	
(9) 災害見舞金	① 罹災証明書 ② 銀行通帳のコピー	① 事故発生日より180日以内に申請書類を提出	
(10) 器物破損補助金	① 顛末書		

(ア) 申請用紙は互助会事務局(学生支援課)にあります。

(イ) 学研災の入院加算金は、入院1日目から対象となります。1日でも入院した場合は、入院日数等が記載された証明書(領収書でも可)等、保管しておいてください。互助会事務局(学生支援課)にて確認する場合があります。

(ウ) 診断書料(文書料)は損害を立証する費用ですので、保険の対象となりません(保険金請求者の自己負担となります)。

(エ) 傷害保険金については学研災アプリから申請できるようになりました。詳しくは互助会事務局(学生支援課)までお問い合わせください。

●給付の制限

(1) 補償の対象とならない主な場合(次の事由によって生じた傷害)

学生及び会員の①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無免許運転・酒気帯び運転・薬物使用により生じた事故 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠・出産・早産または流産 ⑥天災(地震・噴火・津波等) ⑦放射線照射または放射能汚染 ⑧学生に対する刑の執行 ⑨反復性脱臼、習慣性脱臼(繰り返し発生したり、くせになった脱臼) ⑩椎間板ヘルニア(障害が潜在しているもの) ⑪スポーツ障害(身体の特定の部位が繰り返し酷使された結果による損傷)
※ただしスポーツ医療金対象者は除く ⑫頸部症候群(むちうち症)または腰痛 ⑬山岳登攀やハングライダーなど危険なスポーツによるもの 等

(2) 補償の対象となる主な場合

「学研災」の保険対象において、『傷害』とは、『ケガ』よりやや広い意味を指します。**急激・偶然・外来の事故に起因**するものであれば、以下の内容も保険の対象となります。

①内部諸器官の出血、筋違い、溺死、窒息死 等 ②中毒症状(食中毒を含む) ③日射または熱射による身体の障害 ※「病気」はこの保険の対象とはなりません。

●注意事項

- (1) 脱臼・骨折・打撲・捻挫に限り、柔道整復師の施術（整骨院・接骨院）も特に医師と同様に取り扱います。保険金請求の際、診断書が必要な場合は、施術（治療）証明書をもって施術を受けた医師の診断書とみなします。ただし、針・灸・マッサージ師の施術を受けた場合は、基本的に保険の対象とはなりません。※スポーツ医療金対象者は除く
- (2) 正課中（授業中）にケガをした場合は、速やかに担当教員に報告してください。
- (3) 交通事故等で相手から治療費などが支払われた場合でも、学研災からは保険が支払われます。
- (4) 会員になっている保証人の変更、会員及び学生の改氏名・住所変更等があった場合は、速やかに学生支援課まで届け出てください。

2. 賠償責任保険（万が一相手にケガをさせたり、物を壊した場合に備えて）

国内外において、学生が、正課中、学校行事中、課外活動中（※1）及びその往復に、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、保険が支払われます。

（※1）学校の規則にのっとり所定の手続きにより、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動をいう。

●補償内容

対人賠償	対人賠償と対物賠償合わせて 1事故につき1億円限度（※免責金額0円） ※免責金額とは、自己負担額のことを指します。
対物賠償	

●給付申請手続

手続用紙	所定の申請用紙があります
添付書類	必要な証明書類等を提出
申請期間 申請先	事故発生後、直ちに大学または保険会社に連絡し、その後、申請手続きを行ってください。 <input type="checkbox"/> 学生支援課 042-972-1101 <input type="checkbox"/> 東京海上日動損害サービス課 0120-868-066 03-6632-0737

●給付の制限

(1) 補償の対象とならない主な場合

- ①故意による損害
- ②戦争・変乱・暴動等による損害
- ③地震・噴火・洪水・津波または高潮等の天災による損害
- ④排水または排気に起因する損害
- ⑤放射能汚染・放射線障害に起因する損害
- ⑥学生が行う医療行為、医師・看護師等以外の者が行うことを法令により禁じられている行為、薬品の調剤・投与・販売・供給に起因する損害
- ⑦バイク・自動車等もしくは動物の所有・使用・管理に起因する損害 等

※スポーツ中に結果として相手にケガを負わせることになった場合、その原因が競技のルールに照らして社会的に容認される範囲内の行為については、通常、違法性がないとされ、加害者は法律上の損害賠償責任を負いません。

(2) 補償の対象となる主な場合〈例〉

- ①インターンシップ活動中、派遣先の機械を使用し、誤って壊してしまった。
- ②教育実習中、実習先の学校のパソコンを誤って落として破損させてしまった。
- ③ボランティアクラブでの活動中、誤って預かっていた花瓶を割ってしまった。
- ④学園祭で焼鳥屋の模擬店を出店したが、食中毒事故を出してしまい、5人が入院してしまった。
- ⑤大学へ行く途中、駅の階段を駆け下りたとき、前にいた老人を誤って突き飛ばしてしまった。その結果、老人は階段を転げ落ち、大ケガをしてしまった。

3. 個人賠償責任保険：学生・こども総合保険

日常生活上の事故等、付帯賠償での補償対象外部分をカバーする保険として加入しています。学生が、日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したりすることにより被る法律上の損害賠償を補償します。

●補償内容

賠償責任保険	1 事故 1 億円限度
死亡・後遺障害	1 万円限度 ※互助会より、病気・障害死亡弔慰金、後遺障害見舞金の給付制度もあります

●給付申請手続

手続用紙	所定の申請用紙があります
添付書類	必要な証明書類等を提出
申請期間 申請先	事故発生後、直ちに大学に連絡し、その後申請手続きを行ってください。 <input type="checkbox"/> 学生支援課 042-972-1101

●給付の制限

(1) 補償の対象とならない主な場合

①故意による損害 ②被保険者または被保険者の指図による暴行・痛打による損害賠償責任 ③戦争・その他の変乱・暴動による損害 ④地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ⑤被保険者の職務遂行（アルバイト・インターンシップを除く）に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ⑥被保険者と世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑦自動車・オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑧核燃料物質等の放射性・爆発性による損害 等

(2) 補償の対象とならない主な場合（受託品に係る損害賠償責任保険金の場合）

*「受託品」とは、被保険者が他人（レンタル業者を含む）から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし以下の場合には補償対象外となります：通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董、美術品、自動車等、動物・植物等の生物、建物（畳や家具等の付属設備を含む）、門・塀・車庫等の附属建物 等

⑨上記（1）の①から⑧に該当した場合 ⑩自殺行為・犯罪行為・闘争行為による損害 ⑪自動車等の無資格運転、酒酔い運転、麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ⑫自然消耗、性質による蒸れ・腐敗・さび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害 ⑬偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電氣的事故・機械的故障による損害 ⑭受託品に生じた自然発火または自然爆発 ⑮屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪、ひょうによる破損による損害 ⑯被保険者と同居の親族に対する損害賠償責任 ⑰引き渡し後に発見された破損による損害賠償責任 ⑱受託品を使用不能にしたことによる損害賠償責任 等